

橋本市条例第 20 号

橋本市山田吉原財産区議会設置条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり公布する。

令和 8 年 7 月 31 日

和歌山県知事

宮崎 泉

橋本市山田吉原財産区議会設置条例の一部を改正する条例

橋本市山田吉原財産区議会設置条例(昭和 57 年橋本市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(議員定数) 第 2 条 財産区議会の議員の定数は、 <u>9</u> 人とする。	(議員定数) 第 2 条 財産区議会の議員の定数は、 <u>11</u> 人とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。